

第4章 施策の展開

1. 長期目標「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて

①環境学習を通しての環境意識の向上

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
「緑の少年団*」の団体数 (小学校数)	3校 (H25)	7校	農林水産課
「こどもエコクラブ*」 団体数	2団体 (H24)	3団体	環境交通課
社会教育学級(環境学習 関連)実施回数	6回/年 (H24)	7回/年	中央公民館

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進	学校における環境教育・環境学習を推進する。
	児童・生徒による自然・文化等の体験的活動を推進する。
	小中学校間の連携を図り、体系立てた環境教育の構築を図る。
家庭、地域社会、職場における環境教育・環境学習の推進	家庭、地域社会及び職場において自発的な環境学習の展開を図る。
	環境教育・環境学習の場の提供と充実を図る。
環境情報の公開と共有	環境情報システム(情報の流通体制)の構築を図り、環境情報の共有化を推進する。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校における環境教育・環境学習のための教材や情報を収集・提供し、環境をテーマにした総合学習の時間への支援を図る。 小学校から中学校への段階を考えた環境教育の体制づくりを推進する。 学校と地域(市民、事業者及び民間団体)が一体となり、児童・生徒による自然・文化等の体験的活動(「緑の少年団」等学社連携、学社融合)が進められる環境づくりを推進する。
家庭、地域社会、職場における環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会における自然・文化等の体験的活動(「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場)を推進する。 地域社会や職場に、環境保全に関する出張講師を派遣する。
環境情報の公開と共有	<ul style="list-style-type: none"> 環境監視データ等の環境情報の公開を推進する。 環境推進連絡会議を定期的開催し、情報の共有化と相互利用を推進する。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進	・児童・生徒による自然・文化等の体験的活動（「緑の少年団」等）に協力・支援する。
家庭，地域社会，職場における環境教育・環境学習の推進	・家族で環境問題について話し合ったり，環境問題に関する新聞やテレビを積極的に見るようにすることで，環境問題に関する意識の啓発に努める。 ・地域社会における自然・文化等の体験的活動（「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場）及び環境教育・環境学習の場に積極的に参加・協力する。
環境情報の公開と共有	・環境情報の収集と提供に努め，各主体が協働して利用できる環境情報システム（情報の流通体制）の構築に協力する。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進	・児童・生徒による自然・文化等の体験的活動（「緑の少年団」等）に協力・支援する。
家庭，地域社会，職場における環境教育・環境学習の推進	・事業者自ら環境教育・環境学習に関する活動を実践するとともに，普及・啓発できるように環境情報の収集に努める。 ・環境教育・環境学習の場に積極的に参加する。
環境情報の公開と共有	・環境情報の積極的な収集と提供に努め，各主体が協働して利用できる環境情報システム（情報の流通体制）の構築に協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進	・児童・生徒による自然・文化等の体験的活動（「緑の少年団」等）に協力・支援するとともに，自らも企画・運営に努める。
家庭，地域社会，職場における環境教育・環境学習の推進	・環境教育・環境学習活動の企画・運営を行うとともに，市等が開催する環境教育・環境学習に関する活動に協力・支援する。 ・地域社会における自然・文化等の体験的活動（「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場）に参加・協力・支援するとともに，自らも企画・運営に努める。
環境情報の公開と共有	・環境情報の積極的な収集と提供に努め，各主体が協働して利用できる環境情報システム（情報の流通体制）の構築に協力する。

②環境配慮行動の推進

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
家庭，地域社会，職場における環境保全活動の推進	「エコライフ計画*」の普及・啓発を図ることにより，環境に配慮した日常生活の活動を推進する。
	職場における環境マネジメントシステム*(EMS)の構築を推進する。
	環境保全協定締結の推進と充実を図る。
	地域における環境美化活動やリサイクル活動を推進する。
	環境保全活動への男女共同参画を推進する。
組織づくり	各主体の連携の強化を図る。
	環境保全に係る地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワークの強化を図る。
市における率先的な環境保全活動の展開	環境配慮を一層推進するため，環境保全活動に関する市職員の意識高揚を図る。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
家庭，地域社会，職場における環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコライフ計画」に関する市民への普及・啓発を図る。 ・事業者による環境マネジメントシステムの認証取得や運用を支援する。 ・環境保全協定の締結及び充実を推進し，事業者により一層の環境保全への取組みを促す。 ・地域全体が積極的に環境保全活動を実践できるように，環境保全活動への支援を促進する。 ・環境保全活動を推進する際には，男女共同参画に配慮する。
組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市，市民，事業者及び民間団体が協働して参画できる環境保全のための話し合いの場を設け，環境保全への取組みを推進する。 ・環境保全活動を効果的に行うために，地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワークを形成するための環境整備を図る。
市における率先的な環境保全活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員が自ら環境保全活動を実践できるように，市職員に対する研修会の開催及び参加を促進する。 ・「エコライフ計画」に基づき，家庭における環境に配慮した生活活動を市職員自らが率先して実践することにより，環境保全活動に関する市民への普及・啓発を図る。 ・環境マネジメントシステムにより環境基本計画の運用を行う。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
家庭，地域社会，職場における環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコライフ計画」に基づき，環境に配慮した生活活動を積極的に実践し，他の市民及び事業者への環境保全意識の啓発に努める。 ・地域の環境美化活動やリサイクル活動に積極的に参加・協力する。 ・男女の区別なく，積極的に環境保全活動を実践するように努める。
組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動には，市，事業者及び民間団体と積極的に協働して取り組むように努める。 ・環境保全に係る地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワーク形成に積極的に参加・協力する。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
家庭，地域社会，職場における環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定の締結及び充実に努め，より一層の環境保全のための取組みを促進する。 ・地域の環境美化活動やリサイクル活動に積極的に参加・協力する。
組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動には，市，市民及び民間団体と積極的に協働して取り組むように努める。 ・環境保全に係る地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワーク形成に積極的に参加・協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
家庭，地域社会，職場における環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境美化活動やリサイクル活動に参加・協力・支援する。 ・実施可能な取組みを継続的に推進するとともに，活動基盤の拡充を図る。
組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動には，市，市民及び事業者と積極的に協働して取り組むように努める。 ・環境保全に係る地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワーク形成に積極的に参加・協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動には，市，市民及び事業者と積極的に協働して取り組むように努める。 ・環境保全に係る地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワーク形成に積極的に参加・協力する。

2. 長期目標「みんなで育む安心な暮らしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて

③豊かな湧水の保全と適正利用

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
水道施設の給水人口	30,109人	31,600人	上下水道課

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
地下水の水質汚濁の防止	有害物質の使用に対する監督・指導を強化する。
	熊本県との連携を含めた、定期的な地下水質の調査による水質監視、監視体制の充実を図る。
	飲料用井戸水の水道水質基準*の不適合対策として、生活排水対策を推進する。
地下水量の回復	公共工事に当たっては、雨水の地下浸透機能に配慮する。
	水源かん養機能を持つ森林の整備を推進する。
	水の有効利用・高度利用を図る。
	湧水量の継続的な調査・監視計画を作成する。
轟水源の保全と活用	水源かん養域*において、水源かん養機能を考慮した土地利用を推進する。
	轟水源及びその水源かん養域に関する情報を提供することにより、轟水源及び地下水に関する市民及び事業者への意識の啓発を推進する。
水資源の安定的確保	水道施設の給水区域を拡大する。
	浄水場施設の整備・充実を図る。
周辺自治体との連携	周辺自治体と連携して、地下水保全のための取組みを促進する。
地下水利用意識の啓発	住民参加型の地下水源かん養林の造成事業を推進する。
	節水や水資源の大切さに対する意識の啓発を図る。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
地下水の水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の使用に対する監督・指導の徹底を図る。 ・地下水の定期的な水質調査・監視体制の充実を図り、汚濁の危険性が判明した場合には、汚濁原因の解明や適切な保全対策を実施する。 ・地下水道事業の拡充整備の推進とともに、生活排水処理に対する市民の意識啓発を図る。
地下水量の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の実施に当たっては、雨水の地下浸透機能に配慮する。 ・森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹*林の育成や針葉樹*林の除草刈り等の手入れを推進する。 ・雨水利用や中水利用*、工場における回収水利用を推進する。
轟水源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・轟水源の水源かん養域を対象に、水源かん養林として広葉樹林の育成や樹林地の安易な伐採の抑制を図る。 ・轟水源周辺の遊歩道の整備の推進や轟水源に関連する案内・説明板の設置を図り、轟水源及び地下水に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。
水資源の安定的確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の給水区域の拡充整備を推進するとともに、浄水場施設の維持管理を徹底し、安心して使用できる水資源の継続的な確保を図る。
周辺自治体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「くまもと地下水財団」において地下水保全の取組みを促進するとともに、その他必要に応じて、地下水保全のために周辺自治体との連携を図る。
地下水利用意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の水源かん養林の造成事業を推進し、地下水に関する市民への意識の啓発を図る。 ・市民及び事業者に対して、地下水保全のための具体的な方法について、パンフレットの作成や「広報うと」への掲載により普及・啓発を図る。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
地下水量の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水使用量の抑制のために、家庭におけるふろの残り水の利用（洗濯やトイレの洗浄水）や雨水利用等に努める。
轟水源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・轟水源周辺の水源かん養域における植林活動に積極的に参加する。 ・轟水源周辺の水源かん養域における樹林の安易な伐採を控え、雨水の地下浸透を考慮した土地利用に努める。
地下水利用意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養林の植林活動に積極的に参加する。 ・積極的に節水に努める。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
地下水の水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質の使用・管理に際しては、厳重な注意を払い、地下に浸透しないようにする。 ・ 適正な排水管理を行うことにより、法令に基づく有害物質等の排水基準*を遵守する。
地下水量の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の森林の整備に努める。 ・ 地下水使用量の抑制のために、引き続き工場等における回収水の利用促進に努め、表流水利用及び雨水利用に努める。
轟水源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 轟水源の水源かん養域における植林活動に積極的に参加・協力する。 ・ 轟水源の水源かん養域における樹林地の安易な伐採を控え、雨水の地下浸透を考慮した土地利用に努める。
地下水利用意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養林の植林活動に積極的に参加・協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
地下水量の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湧水（地下水）の重要性や保全に関する市民及び事業者への意識の啓発に努める。
轟水源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 轟水源のかん養域における植林活動に協力・支援する。
地下水利用意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加型の水源かん養林の植林活動の展開を図り、地下水に関する市民への意識の啓発に努める。 ・ 地下水保全のための具体的な方法について、市民及び事業者への意識の啓発に努める。



～環境学習～

④有明海の水質保全

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
下水道区域整備率	75.4%	79%	上下水道課
合併処理浄化槽設置数	74基/年 (H24)	40基/年	環境交通課
浜戸川(BOD)及び 海域(COD*, 全窒素*, 全燐*)の環境基準達成状 況	浜戸川: 環境基準達成 海域: 環境基準達成	環境基準 の達成	
市街地の主要河川の水質 (BOD)	一部未達成	全ての調査地 点において環 境基準達成	

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
生活排水対策	下水道事業(公共下水道・合併処理浄化槽)の拡充整備を推進する。 生活排水処理に対する意識啓発を図る。
水質の監視・汚濁の 防止	熊本県との連携により、定期的な河川及び海域の水質調査による水質 監視、監視体制の充実を図る。 水質の汚濁に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導を強化 する。 農薬の使用量及び種類について、適正使用を推進する。 のり養殖に用いられる酸処理の現状把握を推進する。
公共工事における水 質浄化への配慮	河川改修等において、水質の自然浄化能力*への配慮を取り入れる。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道終末処理場の拡充整備と合わせて、地域の実情に応じた漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を推進する。 ・公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は合併処理浄化槽の設置に関する市民意識の啓発を図る。 ・石けん・洗剤の適量使用や廃食用油の適正処理等、生活排水処理に対する市民意識の啓発を図る。 ・EM菌*に関する情報の収集、調査・研究を推進するとともに、EM菌に関する情報を提供する。
水質の監視・汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県との連携も含めて、市全域の河川及び海域の水質の状況を把握できるように、定期的な水質調査及び監視体制の充実を図る。 ・水質の汚濁に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 ・熊本県の研究機関等と協力して、のり養殖に用いられる酸処理の現状把握を推進し、必要に応じて適切な対策を検討する。
公共工事における水質浄化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修工事にあたっては、河川の自然水質浄化能力*に関係の深い水辺植物の生育や底生生物の生息及び底質に配慮する。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は合併処理浄化槽の設置に努める。 ・合併処理浄化槽の適正な維持・管理に努める。 ・石けん・洗剤の適量使用に努める。 ・廃食用油を流しに流さないようにする。
水質の監視・汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物を自家栽培する場合は、農薬や除草剤の適正使用に努める。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
水質の監視・汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽等の排水処理施設の適正な維持・管理により、有害物質等の法令で規制された排出基準を遵守する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の適正処理等、生活排水処理に対する市民意識の啓発を図る。 ・EM菌に関する情報の収集及び提供に努める。
水質の監視・汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・有明海の水質浄化活動に関する普及・啓発に努める。

⑤安全で快適な生活環境の保全

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
大気汚染に係る環境基準達成状況	一部未達成	環境基準の達成	環境交通課
光化学スモッグ, PM2.5などに関する大気汚染に関する注意喚起, 情報提供	—	年に1回 広報掲載	

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
大気汚染物質の固定発生源対策	大気汚染に係る法令に基づき, 事業所に対する規制及び指導を強化する。
自動車交通対策	交通の円滑化対策及び道路構造・沿道対策を計画的に推進する。 エコドライブを推進する。 公共交通機関及び自転車の利用を推進する。 エコカー(低公害車, 低排出ガス車, 低燃費車等)の普及を図る。
野焼き*対策	野焼き防止の啓発を推進する。 野焼きの監視・指導を強化する。
悪臭の防止対策	悪臭に係る法令に基づき, 事業所に対する規制及び指導を強化する。
騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る法令に基づき, 事業所に対する規制及び指導を強化する。 道路交通騒音の調査体制を整備する。
地盤沈下の未然防止対策	継続的な地下水位及び地盤沈下の調査・監視を推進する。 前掲, 「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための個別施策を推進する。
公害防止体制の整備	環境保全協定の充実及び監視・指導の強化により, 公害の未然防止を推進する。 公害苦情の適切で迅速な処理及び解決を図る。 環境影響評価制度*を適切に運用する。
化学物質対策	シックハウス症候群*や環境ホルモン*等有害な化学物質についての対策を推進する。 農薬及び化学肥料の適正使用を推進するとともに, 使用量の把握に努める。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
大気汚染物質の固定発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。
自動車交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の沿道への影響を低減するために、歩道及び緑地帯の整備の推進や、適切な用途地域*指定等による道路沿いに適した土地利用の誘導を図る。 ・アイドリングストップ運動に積極的に展開し、市民及び事業者への普及・啓発を図る。 ・「ノーカーデー」や「3km以内のマイカー通勤の自粛」を積極的に実践する。 ・公共交通機関の利用に関する意識の啓発を広報等を通じて実施する。 ・公用車の買い換え時期に合わせて、環境への負荷が少ないエコカー（低公害車、低排出ガス車、低燃費車等）に随時移行する。
野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼き防止に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。 ・野焼きの監視・指導の徹底を図る。
悪臭の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、悪臭防止設備の整備に対する助言・支援を図る。
騒音及び振動の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音及び振動に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 ・道路交通騒音の現況把握及び監視のために、継続的な道路交通騒音の調査体制の整備を図る。
地盤沈下の未然防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国や熊本県との連携を図り、継続的な地下水位及び地盤沈下の調査・監視を推進し、地盤沈下の未然防止を図る。 ・「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための市の役割を促進する
公害防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定を既に締結している事業所に対しては必要な見直しを実施して効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所に対しては、環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結を促進する。 ・関係機関との連携を図り、公害苦情の適切で迅速な処理及び解決を図る。
化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス症候群や環境ホルモン等有害な化学物質についての情報を収集し、提供する。 ・公共施設の新設に際しては、シックハウス症候群や環境ホルモンによる影響に配慮する。 ・「学校環境衛生の基準*」に基づき、小中学校におけるシックハウス症候群についての調査等を計画的に実施する。 ・公共施設における石綿*水道管の除去、交換を計画的に実施する。 ・農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用を推進するとともに、特に広範囲・大量に使用する事業者に対しては、周辺住民への事前周知に努める等の配慮を図るよう助言・指導する。 ・農薬及び化学肥料の使用量の把握に努める。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
自動車交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の緑化活動に参加・協力する。 ・アイドリングストップ運動に積極的に参加する。 ・公共交通機関及び自転車の利用に努め、自動車の利用を控える。 ・エコカーの購入を検討する。
野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭における野焼きを自粛する。
地盤沈下の未然防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための市民の役割を促進する。
公害防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情に関して、関係機関等に積極的に相談し、早期解決に努める。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
大気汚染物質の固定発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの大気汚染物質の排出は、法令に基づき、適正に管理する。 ・粉じん*や土埃の発生の予防及び対策に努める。
自動車交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の緑化活動に参加・協力する。 ・アイドリングストップ運動に積極的に参加する。 ・公共交通機関及び自転車の利用に努め、自動車の利用を控える。 ・エコカーの購入を検討する。
野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における野焼きを自粛する。
悪臭の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭に関する法令に基づき、悪臭防止のための施設整備等により悪臭の防止を図る。 ・悪臭の発生を予防し、周辺地域への影響に十分配慮する。
騒音及び振動の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び建設作業場における騒音及び振動は、法令に基づき、周辺地域への影響に十分配慮する。
地盤沈下の未然防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための事業者の役割を促進する
公害防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定を既に締結している事業所では必要な見直しを実施して効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所では環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結に努める。 ・公害苦情や要望に対しては、積極的に関係機関と協力して適切で迅速な解決に努める。
化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・P R T R法*に基づく排出・移動状況の届け出を徹底し、化学物質に関する情報管理に協力する。 ・シックハウス症候群や環境ホルモン等有害な化学物質についての独自の情報の公表に努める。 ・「建築基準法」に基づき、建物の建築に際してはシックハウス症候群対策を実施する。 ・農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用に努めるとともに、特に広範囲・大量の使用の際には、周辺住民への事前周知に努める等の配慮を図る。 ・農薬及び化学肥料の使用量の把握に協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
自動車交通対策	<ul style="list-style-type: none"> • 沿道の緑化活動に参加・協力・支援する。 • エコドライブについて、市民及び事業者への普及・啓発に努める。
地盤沈下の未然防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • 「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための民間団体の役割を促進する。
化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> • シックハウス症候群や環境ホルモン等有害な化学物質についての正しい情報の普及に努める。



～船場川クリーンアップ作戦～

⑥交通・公共施設のバリアフリー*と都市景観の保全

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
安全性（交通基盤）の確保	交通安全施設の整備を推進する。 バリアフリー（段差の解消等）に配慮した道路の改良を促進する。
公共交通の整備・充実	効率的な公共交通の整備を推進し、熊本県が推進するパークアンドライド*との連携を図る。 バス路線の維持及び交通空白地の解消を図る。
人にやさしい公共施設の整備	バリアフリー（段差の解消等）に配慮した公共施設の整備を促進する。
やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出	市、市民及び事業者の連携による地区計画や緑化協定等の制定を推進する。 圧迫感のない街並みと大岳や白山をはじめとした山並みの眺望を確保し、市民が安らぎと好感を持つことができる市街地形成を図る。 「熊本県景観条例」に基づく幹線道路沿線の特定施設届出地区*において、沿道景観の向上を図る。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
安全性（交通基盤）の確保	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設に対する市民の要望の把握に努め、関係機関との協議により、市民からの要望の実現に努める。 高齢者、児童等の安全対策のため、歩道、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設及びバリアフリーの整備を推進する。
公共交通の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内各駅へのアクセス道路の整備や駅周辺の駐車場・駐輪場の整備を推進する等、市民が利用しやすい効率的な公共交通の整備に努める。 市民・交通事業者・行政等が一体となって、望ましい公共交通のあり方を検討できる場を設ける。 公共交通（バス及びJR）の積極的な利用に関する市民意識の啓発を図る。特にバス路線の維持のために、バス路線利用に関する市民意識の啓発を図る。
人にやさしい公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新規建築に際しては、バリアフリーに配慮した設計とする。 民間企業における施設のバリアフリー化に対する補助金制度の普及を図る。

<p>やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に合った良好な都市景観形成のための地区計画や緑化協定等の制定に向けて、市、市民及び事業者が連携を図っていくための環境づくりを進める。 ・美しい街並み景観を創出するために、新規の市営住宅等の建設の際には電線の地中化を促進する。 ・街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹や花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成を図る。特に、国道57号沿いでは、「熊本県景観条例」に基づく沿道景観の向上を推進する。
------------------------------	--

◇市民の行動例

<p>具体的目標</p>	<p>市民の行動例</p>
<p>安全性（交通基盤）の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、児童等の安全確保のため、危険箇所・段差等を把握し、行政に情報提供を行う。
<p>人にやさしい公共施設の整備</p>	
<p>公共交通の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス及びJRの積極的な利用に努める。
<p>やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び事業者との連携により、良好な都市景観の形成のための地区計画や緑化協定等の制定に参加・協力する。 ・街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹及び花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成に努める。

◇事業者の行動例

<p>具体的目標</p>	<p>事業者の行動例</p>
<p>公共交通の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス及びJRの積極的な利用に努める。
<p>人にやさしい公共施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化を検討する。
<p>やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び市民との連携により、良好な都市景観の形成のための地区計画や緑化協定等の制定に参加・協力する。 ・街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹及び花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成に努める。特に、国道57号沿いでは、「熊本県景観条例」に基づき、沿道景観の向上に努める。

◇民間団体の行動例

<p>具体的目標</p>	<p>民間団体の行動例</p>
<p>安全性（交通基盤）の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、児童等の安全確保のため、実地体験等を企画・運営することにより危険箇所・段差等を把握し、市への情報提供に努める。
<p>人にやさしい公共施設の整備</p>	
<p>公共交通の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス及びJRの利用について、市民及び事業者への意識の啓発に努める。

⑦文化（自然・環境関連）遺産の保存と活用

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
歴史・文化（自然・環境関連）学習機会の提供	8回／年	10回／年	文化課
文化財（自然・環境関連）の保全	消滅0件	消滅0件	

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
文化遺産の保存と活用	宇土城跡や船場橋などの史跡や、無形民俗文化財に代表される伝統文化、天然記念物に市民が親しめるように、文化遺産の保存や活用を促進する。
	市内各所の歴史性、地域性を保持している文化財を有する場所を保全・整備する。
	周辺の自然環境の保全に配慮した資源整備を促進する。
文化遺産の保存・継承のための意識高揚	生涯学習講座や学校での総合学習等において、文化遺産に親しむための機会の充実を図る。
	文化遺産に関する情報の提供を促進する。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
文化遺産の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> 文化財を一般に公開して活用するための施設の整備を推進する。 文化財保存団体の育成及び後継者づくりを支援する。 文化遺産を自然公園や祭りと合わせた観光資源として整備を図る。 周辺の自然環境の保全に配慮した文化遺産の資源整備を促進する。
文化遺産の保存・継承のための意識高揚	<ul style="list-style-type: none"> 文化団体の活動を支援するとともに、文化団体と協力して文化施設等の活用・イベントの開催を企画する。 学校の総合学習の時間を利用して児童・生徒が文化遺産に親しむ機会の充実を図る。 文化施設や文化活動等に関する情報を「広報うと」に掲載する。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
文化遺産の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> 文化遺産や伝統文化等の保存と活用に協力する。 文化遺産や伝統文化等に積極的に触れるように努める。
文化遺産の保存・継承のための意識高揚	<ul style="list-style-type: none"> 文化活動や文化イベントに積極的に参加する。 生涯学習講座の文化に親しむ機会に積極的に参加する。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
文化遺産の保存と活用	・文化遺産や伝統文化等の保存と活用に協力する。
文化遺産の保存・継承のための意識高揚	・文化活動や文化イベントに協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
文化遺産の保存と活用	・市と協力して、文化遺産や伝統文化等の保存と活用を推進する。
文化遺産の保存・継承のための意識高揚	・文化活動や文化イベントを企画・運営し、文化遺産の保存に関する意識の高揚に寄与する。 ・生涯学習講座や婦人学級等の文化に親しむ場の開催に協力する。



～うと地藏まつり～

3. 長期目標「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」
の実現に向けて

⑧豊かな自然環境と生物多様性の保全

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
多自然型護岸*等の 整備延長	3,483m (H24までの 累計)	3,983m	土木課 農林水産課
子ども地域活動等(自然 関連)実施回数	5回 (H24)	7回/年	中央公民館
巨樹・巨木林(天然記念 物を除く)の生育本数	45本	現状維持	文化課
天然林*面積	1,430ha (H25)	現状維持	農林水産課

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
すぐれた自然と生態系の保護	土地利用の面から配慮した、環境省及び熊本県の名水百選（轟水源、毘沙門堂池、白鹿神社の水、千体仏の水）の保全を推進する。
	県立自然公園、鳥獣保護区等の特に保護が必要な地域の土地利用等に対して、法令に基づき適正な配慮・指導を実施する。
	「文化財保護法」及び「宇土市文化財保護条例」に基づき、天然記念物・名勝の適正な保護を推進する。
	特定外来生物について協議会を設置し、対策を行う。
有明海の干潟の保全と活用	生き物に配慮した干潟の適切な保全・活用を図る。
	緑川の適正利用を図る等、干潟等における泥土の堆積防止を推進する。
	有明海の生き物に関する情報の提供と保全に関する啓発を図る。
	国及び熊本県等による干潟における生き物の調査資料の収集・整理を実施する。
	熊本県との連携により、アサリをはじめとする水産資源の研究を推進する。
	干潟における清掃活動を推進する。
身近な自然の保全と創出	前掲「有明海の水質保全」を基本方針とした個別施策を推進する。
	河川の生き物にも配慮した河川整備を推進する。
	市街地における野生生物の生育・生息環境としての社寺・公園の樹林等の緑地の保全を推進する。
	身近な自然（緑地、親水空間、生き物、やすらぎを感じる農村景観）を感じることができる農地の適正な保全を推進する。
	農村整備（圃場整備等）にあたっては、生き物の生育・生息にも配慮する。
	地域住民の憩いの場、並びに地域のシンボリックな存在として、「ふるさと熊本の樹木*」に代表される巨樹・巨木林の保全を図る。
	民有林等において、森林の適正な管理を推進し、野生生物及びその生息環境の保全を図る。
生態系をかく乱する外来種への対策を推進する。	

開発における環境配慮	無秩序な開発を抑制し、生き物に配慮した土地利用を推進する。
	環境影響評価制度の適切な運用を図る。
	民間の開発事業における環境配慮の取組みを推進する。
自然保護の意識の啓発	自然環境関連の情報の共有化を図る。
	環境教育や自然体験、植林活動等のイベントを通じて、自然保護の意識の啓発を図る。
	市民参加による自然環境調査の活動を推進する。
生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保	住吉神社及び雁回山にある自然林の保護を推進する。
	伐採跡地における天然林の回復や広葉樹林の育成を支援し、推進する。
	複層林*の創出を支援し、推進する。
森林の公益的機能の維持・強化	防災のための適正な治水・治山事業を実施する。
	保安林*を保全する。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
すぐれた自然と生態系の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・名水百選の水源地周辺では、地下水脈等に配慮した土地利用を推進し、名水百選の湧水の保全を図る。 ・県立自然公園、鳥獣保護区、天然記念物・名勝等法令に基づく指定対象について、適正な保護・保全を図るための配慮・指導を推進する。 ・特定外来生物のクリハラリス（タイワンリス）の繁殖拡大と農業被害等が確認されており、協議会を設置し捕獲等の効果的な対策を講じる。また、生息状況等について、近隣自治体や地域住民等と連携し情報収集を行う。
有明海の干潟の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・景観的な視点、生物多様性の視点、水質の浄化機能、人と自然との触れ合いの視点等の多面的な視点に立った総合的な保全策を推進する。 ・干潟の生き物に配慮し、熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な保全と活用を推進する。 ・干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進し、国に緑川上流ダムの有効利用（泥土・土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）の提言を図る。 ・市民による干潟の生き物調査を企画・実施し、干潟等の生き物に関する情報の提供を図り、干潟等の保全に関する意識の啓発を図る。 ・干潟の清掃活動に関する市民及び事業者への意識の啓発を図り、清掃活動への市民、事業者及び民間団体の参画を促す。
身近な自然の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県への要請を含めて、多自然型護岸等によりホテルや魚等の生息に配慮した河川整備を推進する。 ・生き物に配慮した緑地の保全・創出を推進する。 ・無秩序な農地転用を抑制し、農地の適切な保全・活用を図る。 ・農業用排水路の整備にあたっては、魚等の生息にも配慮する。 ・生態系をかく乱する外来種に関する情報を公表し、外来種が広がらないように、市民意識の啓発を図る。

<p>開発における環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物に配慮しながら、宇土市総合計画及び都市計画マスタープラン*に基づいた総合的かつ計画的な土地の有効利用を図る。 ・各種開発に対しては、都市計画法、森林法等の関連法令に基づき、規制や指導・助言等を行うとともに、環境影響評価制度の適切な運用により、自然破壊及び災害の未然防止に努める。
<p>自然保護の意識の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に関する情報を、積極的に収集し、収集した情報を発信するように努める。 ・環境教育や自然体験、植林活動及び自然環境調査等のイベントの支援、企画・運営を図り、市民及び事業者への自然保護の意識の啓発を推進する。
<p>生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者への住吉神社及び雁回山の自然林についての情報提供を促進し、自然林の保護に関する意識の啓発を図る。 ・天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の創出を計画的に進めるように助言し、支援を図る。
<p>森林の公益的機能の維持・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の流出、崩壊等を防止し、国土の保全や災害防止等を含めた森林保護を行うため、復旧治山、予防治山等の治水・治山事業を計画的に推進するとともに、国・県に治山・治水対策を計画的に行うよう要請する。特に点在する土砂流出及び崩壊防備のための保安林の整備と保全を推進する。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
すぐれた自然と生態系の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園，鳥獣保護区，天然記念物・名勝等のすぐれた自然を今後とも後世に残すために，関係法令に基づくなどの適正な保護・保全に努める。
有明海の干潟の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・干潟の泥土堆積除去活動に参加する。 ・干潟における生き物調査に参加・協力する。 ・干潟における清掃活動に参加する。
身近な自然の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・むやみに植物採取や動物の捕獲をしないようにし，動植物を盗掘や捕獲から守るように努める。 ・巨樹・巨木林の保全に努め，維持管理に協力する。 ・安易に外来魚（外来種の魚）の放流やペットの飼育放棄をしない。
自然保護の意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然環境の情報を積極的に提供するように努め，情報の共有化に協力する。 ・環境教育や自然体験，植林活動及び自然環境調査等のイベントに積極的に参加・協力する。
生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉神社及び雁回山の自然林において，むやみに植物採取や動物の捕獲をしないようにし，動植物を盗掘や捕獲から守るように努める。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
すぐれた自然と生態系の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・名水百選の水源地周辺では，地下水脈等に配慮した土地利用に努める。 ・県立自然公園，鳥獣保護区，天然記念物・名勝等のすぐれた自然を今後とも後世に残すために，関係法令に基づくなどの適正な保護・保全に努める。
有明海の干潟の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・干潟の生き物に配慮し，熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な土地利用に努める。 ・干潟の泥土堆積除去活動に参加・協力する。 ・干潟における生き物調査に協力する。 ・干潟における清掃活動に参加・協力する。
身近な自然の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・むやみに植物採取や動物の捕獲をしないようにし，動植物を盗掘や捕獲から守るように努める。 ・巨樹・巨木林の保全に努める。 ・無秩序な農地転用の抑制に努める。 ・森林の適正な管理により，野生生物や森林等の自然環境の保全に努める。
開発における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・各種開発においては，環境影響評価制度の適切な運用に努め，生き物に配慮した整備を取り入れる他，環境影響の緩和策(ミティゲーション*)を推進する。 ・各種開発において，動植物や生態系への影響に配慮するなど，自然環境破壊及び災害の未然防止に努める。
自然保護の意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然環境の情報を積極的に提供するように努め，情報の共有化に協力する。 ・環境教育や自然体験，植林活動及び自然環境調査等のイベントに積極的に参加・協力する。
生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地における天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の形成に努める。
森林の公益的機能の維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のための適正な治水・治山事業及び保安林の整備に協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
すぐれた自然と生態系の保護	・名水百選，県立自然公園，鳥獣保護区，天然記念物・名勝等のすぐれた自然の保護・保全の重要性等について，市民及び事業者への意識啓発に努める。
有明海の干潟の保全と活用	・干潟の生き物調査や清掃活動に参加・協力・支援する。
身近な自然の保全と創出	・身近な自然の保全や創出に関する市民及び事業者への普及・啓発に努める。
自然保護の意識の啓発	・独自の調査データを積極的に提供し，情報の共有化に協力する。 ・環境教育や自然体験，植林活動及び自然環境調査等のイベントに参加・協力・支援し，自らも企画・運営に努める。
生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保	・住吉神社及び雁回山の自然林の保護に関する市民及び事業者への意識の啓発や，自然林の保護に資する活動に努める。 ・植林活動の拡大に努める。



～エコポスターコンクール～

⑨人と自然との触れ合いの確保

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
1人当たりの 都市公園面積	3.68m ² (H24)	4.50m ²	都市整備課

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
水と緑のあふれる生活空間の保全と創出	都市公園の拡充整備及び維持・管理の充実を図る。
	自然環境の保全と、人と自然との共生を基本として、市民に親しまれる自然公園の整備を促進する。
	「水とみどりの回廊づくり」を促進する。
緑地の保全及び緑化の推進	「花いっぱい運動」等の緑化活動を推進する。
	住宅地、工場・事業所、公共用地に現存する緑地の保全を図る。
	「緑の基本計画*」を策定し、推進する。
自然との触れ合いの推進	自然公園、海岸公園及び遊歩道等の自然との触れ合いの拠点の利用・整備を推進する。
	農山村漁村地域の自然環境を生かした滞在型の余暇活動（以下「グリーン・ツーリズム」という）を推進する。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
水と緑のあふれる生活空間の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が快適に利用できるような都市公園の整備に努める。 ・桜、つつじ、野鳥及び池等の特色を有効的に生かした自然公園の整備を促進する。 ・河岸、海岸などにおける親水空間の整備を推進し、水辺等の美化に努める。 ・緑の拠点（水辺の緑、道路沿道の緑等）整備を推進する。
緑地の保全及び緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の緑化活動を支援するとともに、市民及び事業者の参画を促す。 ・公共事業の中で緑化を実施するとともに、市街地における公共用地の緑化及び緑地の保全を促進する。 ・居住地や事業所内の緑化及び緑地の保全に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。
自然との触れ合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園、海岸公園及び遊歩道等の自然との触れ合いの拠点を利用したイベントや施設の整備及び情報提供の充実を図る。 ・自然との触れ合い活動の一環としてグリーン・ツーリズムを企画し、普及を図る。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
水と緑のあふれる生活空間の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の美化活動に積極的に参加・協力する。 ・都市公園や自然公園及び親水空間の積極的な利用に努める。
緑地の保全及び緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・苗の配布，公園花壇の花植え等の緑化活動に積極的に参加する。 ・居住地における緑化に努める。 ・居住地内の緑の保全に努める。
自然との触れ合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合いの拠点を積極的に利用するように努める。 ・自然との触れ合い活動の一環としてグリーン・ツーリズムに参加・協力する。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
水と緑のあふれる生活空間の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の美化活動に積極的に参加・協力する。
緑地の保全及び緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・苗の配布，公園花壇の花植え等の緑化活動に積極的に参加・協力する。 ・事業所内における緑化に努める。 ・事業所敷地内の緑地保全に努める。
自然との触れ合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合いの拠点を利用したイベントに参加・協力するとともに，自らも企画・運営する。 ・自然との触れ合い活動の一環としてグリーン・ツーリズムに参加・協力する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
水と緑のあふれる生活空間の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の美化活動に参加・協力・支援する。 ・都市公園や自然公園及び親水空間の積極的な利用について，市民への意識の啓発に努める。
緑地の保全及び緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・苗の配布，公園花壇の花植え等の緑化活動に参加・協力・支援する。 ・緑化活動や緑地保全に対する市民及び事業者の意識啓発に努める。
自然との触れ合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合いの拠点を利用したイベントに参加・協力・支援するとともに，自らも企画・運営する。 ・自然との触れ合い活動の一環としてグリーン・ツーリズムに参加・協力・支援する。

4. 長期目標「みんなで取組む資源循環・低炭素のまち」の実現に向けて

⑩低炭素社会の実現に向けた取組みの推進

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
エコファーマー*数	158戸	200戸	農林水産課
一人あたり水道使用量	300ℓ /日	280ℓ /日	上下水道課
再生可能エネルギー・家庭用燃料電池等設置補助件数	—	50件 /年	環境交通課

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
持続可能な農業の推進	生ごみ等を有効活用したたい肥づくり及びたい肥の流通体制の整備を推進する。
	有機農業・減農薬農業を推進する。
	地産・地消を推進する。
	農業廃棄物の適正処理を推進する。
持続可能な林業の推進	資源の持続的な循環利用を目指した計画的な森林整備を推進する。
持続可能な水産業の推進	資源管理型漁業*を推進する。
	漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理を推進する。
農林水産業の振興の増進	後継者及び新規就業者の育成を支援する。
環境保全型産業の推進	リサイクル関連法の適正な運用を推進する。
	排出者責任*及び拡大生産者責任*の普及・啓発と推進を図る。
	バイオマス*の利活用の推進を図る。
省資源・省エネルギーの促進	「宇土市グリーン購入指針」に基づき、市が率先してグリーン購入を実践することにより、市民及び事業者のグリーン購入に関する意識の啓発を図る。
	エネルギーの有効利用を推進する。
	省エネ・節電・節水を推進する。
地球温暖化対策	「宇土市地球温暖化防止実行計画」を推進し、市民及び事業者に温室効果ガスの排出抑制に関する意識の啓発を図る。
	二酸化炭素吸収源として、森林の保全、公園の樹木及び街路樹の保護・育成などの緑化活動を推進する。
	二酸化炭素を排出しない自然エネルギー及びバイオマスの利活用を推進する。
オゾン層の保護対策	フロン等のオゾン層破壊物質の回収を推進する。
酸性雨対策	酸性雨に関連する情報の収集及び調査・研究を推進する。
	自動車及び工場等から排出される大気汚染物質の削減を推進する。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
持続可能な農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・良質なたい肥づくりのために、たい肥化センターの充実を図るとともに、生ごみの適正な分別収集の徹底を図る。 ・生ごみの適正な分別収集の徹底の啓発のために、たい肥の市民を含めた流通体制の整備を図る。 ・減農薬・減化学肥料及び有機肥料による農産物の栽培・販売・消費を支援し、推進する。 ・地元産の農産物を地元で消費するための拠点整備と充実を図る。 ・減農薬・減化学肥料及び有機肥料による地元産農産物の消費拠点として、学校給食への普及を図る。 ・農協が中心で実施している農業廃棄物の回収及び処理を支援し、推進する。
持続可能な林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇土市森林整備計画」に基づき、計画的な造林・間伐等の適切な森林管理を支援し、推進する。
持続可能な水産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業を推進する。 ・漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理に関して助言・指導を図る。
農林水産業の振興の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の後継者及び新規就業者の育成を支援する。
環境保全型産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル関連法について、市民及び事業者への普及・啓発を図る。 ・廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品の率先した購入を図るとともに、消費者への普及に努める。 ・バイオマス利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。
省資源・省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー型の製品の製造・販売・購入を推進する。 ・下水処理場の消化ガス*や排熱利用、廃棄物焼却の余熱利用について検討及び利用の促進を図る。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇土市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市関連施設における温室効果ガスの削減目標を達成できるように、省資源・省エネルギー対策を実施するとともに、その結果を公表して、市民及び事業者へ温室効果ガスの排出抑制に関する意識の啓発を図る。 ・エコカーの導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。 ・温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、緑の保全や育成活動を推進する。 ・家庭向けの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池等の設置を支援する。 ・バイオマスの利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。
オゾン層の保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン等のオゾン層破壊物質の回収に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。
酸性雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国や熊本県等による酸性雨の調査・研究に関する情報の収集に努める。 ・エコカーの導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。 ・大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導を強化することにより、排出される大気汚染物質の削減を図る。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
持続可能な農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別排出を徹底し、良質なたい肥づくりに協力する。 ・地元産の農産物を積極的に購入するように努める。
持続可能な林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産の木材（製品）を積極的に購入するように努める。
持続可能な水産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産の水産資源を積極的に購入するように努める。
環境保全型産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品を積極的に購入するように努める。
省資源・省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー型の製品の購入に努める。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの購入の検討や公共交通機関の利用に努め、自動車排出ガスの削減に努める。 ・温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、宅地内の緑化及び緑地の保全に努める。 ・太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置を検討する。
オゾン層の保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン等のオゾン層破壊物質の回収に協力する。
酸性雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの購入の検討や公共交通機関の利用に努め、自動車排出ガスの削減に努める。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
持続可能な農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・減農薬・減化学肥料及び有機肥料の普及に努めるとともに、たい肥の生産及び消費を促進する。 ・地元産農産物の地元での販売を促進する。 ・農業廃棄物の適正処理に努め、リサイクルを促進する。
持続可能な林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する山林の計画的で適切な森林管理に努める。
持続可能な水産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業に努める。 ・漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理を促進する。
農林水産業の振興の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者及び新規就業者の育成に努める。
環境保全型産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル関連法に基づき、資源採取・生産・流通・消費・廃棄等の各段階における資源・エネルギーの循環利用と効率化、製品等の循環的利用及び廃棄物の発生抑制に努める。 ・産業廃棄物*の減量化、分別排出及びリサイクルに努める。 ・製品等からの廃棄物発生抑制、製品等の循環利用及び適正処分がしやすいように、製品開発及び製品の材質・成分の表示に努める。 ・バイオマスに関する研究・技術開発及び利活用に努める。
省資源・省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー型の製品の製造・販売・購入に努める。 ・節水や中水利用、節電や適切な冷暖房器具の使用等による環境負荷低減に努める。

地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの導入の検討や物流の効率化、公共交通機関の利用等に努め、自動車排出ガスの削減に努める。 ・温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、敷地内の緑化に努める。 ・太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置を検討する。 ・バイオマスに関する研究・技術開発及び利活用に努める。
オゾン層の保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン等オゾン層破壊物質の回収、適正処理の徹底に努める。
酸性雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの導入の検討や物流の効率化、公共交通機関の利用等に努め、自動車排出ガスの削減に努める。 ・ばい煙の適正な管理を実践し、事業所から排出される大気汚染物質の削減に努める。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
持続可能な農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別排出の徹底及び良質なたい肥づくりの普及に努める。 ・地元産農作物の積極的な購入の普及に努める。
持続可能な林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産の木材（製品）の積極的な購入の普及に努める。
持続可能な水産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産の水産資源の積極的な購入の普及に努める。
環境保全型産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品の積極的な購入の普及に努める。 ・バイオマスの利活用に関する普及・啓発に努める。
省資源・省エネルギーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入や省エネ・節電・節水の普及・啓発に努める。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの購入や公共交通機関の利用の普及・啓発に努め、自動車排出ガスの削減に寄与する。 ・温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、緑化及び緑地の保全に関する意識の啓発に努める。 ・バイオマスの利活用に関する普及・啓発に努める。
オゾン層の保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン等のオゾン層破壊物質の回収に関する市民及び事業者への意識の啓発に努める。
酸性雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨に関連する情報の収集及び提供に努める。 ・酸性雨の原因物質の排出源である自動車の利用や工場のばい煙の排出に関して市民及び事業者への意識の啓発に努める。

⑪ごみの少ない循環型のまちづくり

環境指標項目	現況値	目標値 (平成30年度)	担当課
一人当たりのごみ排出量	748g/日 (H24)	710g/日	環境交通課
一般廃棄物のリサイクル率*	21.8% (H24)	25%	
不法投棄箇所数	17箇所 (H24)	12箇所	

◇具体的目標及び個別施策

具体的目標	個別施策
ごみの減量化の推進	ごみ排出量を抑制（リデュース）する。
	庁内におけるゼロエミッションシステム*の確立を推進し、ごみ減量化に対する市民意識の向上を図る。
	「循環型社会形成推進基本法*」における廃棄物の減量化（処理の優先順位）の考え方 ^{※1} についての普及・啓発を図る。
分別収集の充実と徹底	分別収集の徹底を図る。
	地域リサイクル活動（婦人会、子供会等）を推進する。
リサイクルの推進	再生資源・再生品の利用を推進する。
	物品の再使用（リユース）を推進する。
	産業廃棄物の資源再利用を推進する。
ごみの適正処理・処分の徹底	清掃センターにおける中間処理及び最終処分の適正な維持・管理を徹底する。
	不法投棄の防止対策を実施する。
	不法投棄に対する監視体制を強化する。
	市民及びごみの排出事業者・処理事業者に対して、不法投棄についての啓発を図る。
	下水道終末処理場から発生する汚泥の有効利用を図る。

※1：廃棄物の減量化における取組みとして、最も優先すべきことは「リデュース」（廃棄物をできる限り出さないよう原材料の効率的な利用、製品をできる限り長期間使用する等に努めること）であり、次いで「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の順番に優先し、それらの結果生じるものを初めて廃棄物として扱い、熱回収を考慮した適正処理を行うこと。

◇市の行動例

具体的目標	市の行動例
ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の適量・適正購入及び長期使用の普及・啓発を図る。 ・過剰包装や使い捨て容器の使用自粛及びレジ袋削減推進の啓発を行う。
分別収集の充実と徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの適正な分別収集の徹底や、分別収集品目の増加等の分別収集の徹底を図る。 ・ごみ集積場設置整備に対する補助金制度の普及を図る。
リサイクル*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥化センターで作られるたい肥をはじめとする再生資源・再生品の普及を図る。 ・産業廃棄物の資源再利用に関する事業者への意識の啓発を図る。
ごみの適正処理・処分の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターにおける中間処理及び最終処分に際しては、関係法令に基づき、ごみの適正な処理・処分の徹底を図る。 ・不法投棄物の撤去等を推進する。 ・不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃を推進する。 ・不法投棄の監視体制を関係機関、市民、事業者及び民間団体と協力して強化し、違反者に対しては厳正な処置を行う。 ・ポイ捨て・不法投棄の防止についての呼びかけや広報活動を促進する。 ・下水道終末処理場から発生する汚泥の有効利用を推進する。

◇市民の行動例

具体的目標	市民の行動例
ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適量・適正購入や物品の長期使用、過剰包装や使い捨て容器の使用自粛に努める。 ・レジ袋削減に積極的に参加する。
分別収集の充実と徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場設置整備に対する補助金制度を積極的に活用する。 ・地域リサイクル活動（婦人会、子ども会等）に積極的に参加・協力する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源・再生品の積極的な購入・利用に努める。 ・フリーマーケットに積極的に参加し、利用する。
ごみの適正処理・処分の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄・ポイ捨てをしない。 ・ポイ捨て防止の啓発に努める。 ・不法投棄の監視に参加・協力する。 ・不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃活動に積極的に参加・協力する。

◇事業者の行動例

具体的目標	事業者の行動例
ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適量・適正購入や機械等の長期使用，過剰包装や使い捨て容器の使用自粛に努める。 ・レジ袋削減に積極的に協力する。
分別収集の充実と徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リサイクル活動（婦人会，子ども会等）に積極的に参加・協力する。 ・分別しやすい製品の開発・販売に努める。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源・再生品の積極的な購入・利用に努める。 ・物品の再使用に努める。 ・リサイクルしやすい製品の開発・販売に努める。 ・産業廃棄物の発生抑制，省資源・リサイクルに努める。
ごみの適正処理・処分の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄・ポイ捨てをしない。 ・不法投棄の監視に参加・協力する。 ・不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして，市内全域の清掃活動に積極的に参加・協力・支援する。 ・廃棄物の適正な保管・運搬・処理を実践する。

◇民間団体の行動例

具体的目標	民間団体の行動例
ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適量・適正購入や機械等の長期使用，過剰包装や使い捨て容器の使用自粛（レジ袋削減推進等）について市民及び事業者への普及・啓発に努める。
分別収集の充実と徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リサイクル活動（婦人会，子供会等）に参加・協力・支援する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源・再生品の普及活動に努める。 ・リサイクル運動やフリーマーケットの展開を図り，省資源化とリサイクルの推進に寄与する。
ごみの適正処理・処分の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄及びポイ捨て防止に関する市民及び事業者への意識の啓発に努める。 ・不法投棄の監視に参加・協力する。 ・不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして，市内全域の清掃活動に参加・協力・支援する。